

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成29年8月3日(2017.8.3)

【公表番号】特表2017-516770(P2017-516770A)

【公表日】平成29年6月22日(2017.6.22)

【年通号数】公開・登録公報2017-023

【出願番号】特願2016-568504(P2016-568504)

【国際特許分類】

A 6 1 K	31/505	(2006.01)
A 6 1 P	27/02	(2006.01)
A 6 1 K	9/08	(2006.01)
A 6 1 K	47/38	(2006.01)
A 6 1 K	47/10	(2006.01)
A 6 1 K	47/32	(2006.01)
A 6 1 K	47/34	(2017.01)
A 6 1 K	47/36	(2006.01)
A 6 1 K	9/51	(2006.01)
A 6 1 K	9/127	(2006.01)
A 6 1 K	9/12	(2006.01)

【F I】

A 6 1 K	31/505
A 6 1 P	27/02
A 6 1 K	9/08
A 6 1 K	47/38
A 6 1 K	47/10
A 6 1 K	47/32
A 6 1 K	47/34
A 6 1 K	47/36
A 6 1 K	9/51
A 6 1 K	9/127
A 6 1 K	9/12

【手続補正書】

【提出日】平成29年5月24日(2017.5.24)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

涙液膜の障害と関連性がある眼の疾患の治療および/または予防の方法に適用するための、エクトイン、ヒドロキシエクトインおよび/またはその化合物の塩類、エステル類またはアミド類を有効成分として含む組成物。

【請求項2】

乾性角結膜炎の治療および/または予防の方法に使用するための、請求項1記載の組成物。

【請求項3】

前記組成物が水溶液である、請求項1または2記載の組成物。

**【請求項 4】**

前記組成物中のエクトイン、ヒドロキシエクトインおよび／またはその化合物の塩類、エステル類またはアミド類の濃度が10から500mMである、請求項1から3いずれか1項記載の組成物。

**【請求項 5】**

前記組成物中のエクトイン、ヒドロキシエクトインおよび／またはその化合物の塩類、エステル類またはアミド類の濃度が100から500mMである、請求項4記載の組成物。

**【請求項 6】**

前記組成物が1つ以上の増粘剤を含む、請求項1から5いずれか1項記載の組成物。

**【請求項 7】**

前記増粘剤が、セルロースエーテル類、ポリエチレングリコール、ポリビニルアルコール、ポリビニルピロリドン、グリコサミノグリカン類、プロテオグリカン類、セチルアルコールおよびステアリルアルコールまたはその組合せ（セトステアリルアルコール）、ポリアクリル酸、ポリメタクリル酸、ポリアクリルアミド、ポリエーテル類、ポリイミン類、ポリアミド類、アルギン酸塩類、キサンタン、ポリウロニド類、アルギン酸、カラゲーニン、コンドロイチン硫酸塩、グーガム、ヒドロキシプロピルグーガム、および酢酸澱粉から選択される、請求項6記載の組成物。

**【請求項 8】**

前記セルロースエーテルが、ヒドロキシエチルセルロース、カルボキシメチルセルロース、ヒドロキシプロピルメチルセルロース、メチルプロピルセルロース、メチルセルロース、メチルエチルセルロース、エチルセルロース、ヒドロキシエチルメチルセルロース、ヒドロキシプロピルセルロース、エチルヒドロキシエチルセルロースから選択される、請求項7記載の組成物。

**【請求項 9】**

前記組成物中の増粘剤の濃度が、0.05から10重量%である、請求項6から8いずれか1項記載の組成物。

**【請求項 10】**

前記組成物が、等張、低張または高張組成物である、請求項1から9いずれか1項記載の組成物。

**【請求項 11】**

前記組成物が、ナノ構造体にカプセル化される、またはリポソームの形態で存在する、請求項1から10いずれか1項記載の組成物。

**【請求項 12】**

開いたまたは閉じた眼に前記組成物を適用するための、請求項1から11いずれか1項記載の組成物を含む噴霧器。